

「インボイス」対策セミナー

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。「適格請求書発行事業者」の登録を令和5年10月1日から受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。

この度、名古屋東税務署様のご協力をいただき、インボイス制度についてのセミナーを開催することになりました。制度を熟知した税務署の職員をお迎えして、インボイス制度について分かりやすく解説いたしますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時

令和4年9月2日(金)
15:00~17:00

会場

オンライン開催

定員100名 **参加費無料**

講師

名古屋東税務署から派遣

申込方法

下記URLよりお申し込みください。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_BQvOSRghSTaapG7nzkeWlQ



お問合せ

愛知県印刷工業組合 **052-962-5771** (担当:勝野)